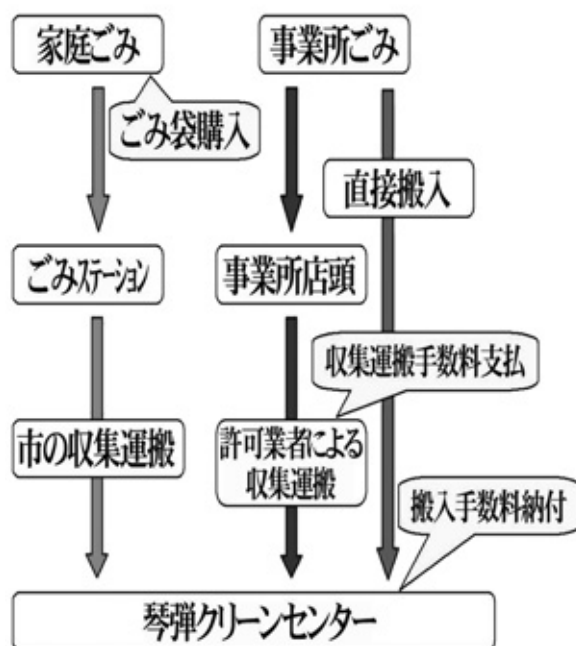


## ★一般廃棄物収集運搬許可業者(2月末現在)

許可業者名	所在地(養父市)	電話番号
(有)環境整備西山	大塚 205 番地 11	665-0591
(株)スガイ運輸 養父営業所	口米地 100 番地 4	665-1200
坂井商店	八鹿町八鹿 1432 番地 2	662-6329
(有)あいあい	上野 1681 番地 2	664-2833
関西エコー	八鹿町八木 2448 番地	662-6727
(有)小林住建	大屋町中 1051 番地	669-1696
山本運輸(株)	養父市場 1041 番地 2	665-0344
(有)山通	藪崎 221 番地 1	665-0383
村下商店	新津 308 番地 1	664-1190
(株)但馬環境 養父営業所	八鹿町宿南 1068 番地	662-5439
北垣建設(株)	十二所 1470 番地 2	664-0368
水田組	八鹿町高柳 979 番地 2	662-7846
(株)川口工務店	梨ヶ原 220 番地	667-8233
(株)北近畿クリーンシステム 養父営業所	八鹿町下網場 273 番地 4	662-1551
(有)中尾組	関宮 579 番地	667-2029
(有)円山川環境サービス 養父営業所	八鹿町小佐 1302 番地	662-7062

## ★変更後のごみ処理方法の流れ



## ～事業者の皆様へ～ 事業所ごみ処理方法についてのお願い

養父市では、本年4月から「事業所ごみ」の収集運搬方法を変更することにしました。

これまで事業所ごみは、家庭ごみと同様に市の収集車で回収を行っていましたが、法律に基づき、事業者の皆さんの責任で処理していただくことになりました。具体的には、事業所ごみは排出事業者自らが琴弾クリーンセンターへ持ち込むか、許可を受けた業者に収集運搬を依頼して処理するかのいずれかになります。

ただし、少量の事業所ごみについては当分の間、これまでどおり市の収集車で回収を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ↓少量の事業所ごみの排出方法

可燃ごみの排出が1回につき1袋(重量は6kg未満)以下の事業所は、少量排出事業者としてごみの種別ごとに次の方法で家庭ごみステーションに排出することができます。

ただし、注意事項を遵守し、適正に排出していただきますようお願いいたします。

#### ●可燃ごみ

業務用の指定ごみ袋を使用し、1回につき1袋に限り排出することができます。1袋の重量は6kg未満とします。家庭ごみと事業所ごみは必ず分けてください。1回に2袋以上排出する場合は家庭ごみステーションには排出できませんので、すべてのごみを自己搬入もしくは許可業者に依頼してください。

#### ●その他不燃ごみ

不燃物用の指定ごみ袋を使用し、1回につき1袋に限り排出することができます。

#### ●大型ごみ・金属・新聞・雑誌・段ボール・ペットボトル

家庭ごみと同程度の量に限って排出できます。ペットボトルは適正に処理し、指定袋に入れて出してください。古紙類は、まとめて十字にひもでくくって出してください。

#### ●びん・カン

家庭ごみと同程度の量に限り、区の拠点回収場所に出すことができます。

#### ●その他の注意事項

- ① 排出するごみステーション管理者(区長・衛生委員など)の承諾を必ず受けてください。承諾がないと排出できません。
- ② いずれのごみも適正に処理し、必ず分別してください。
- ③ 収集カレンダーの指定日以外には排出できません。
- ④ 事業所ごみが大量に排出されていると判断したときは収集しません。

【お問い合わせ】 市役所環境課 (☎664-2033)

## 本年4月から 但馬県民局の組織が 変わります



兵庫県章

★部・担当参事を廃止、新たに総務室・県民室を設置します

★事務所を統合再編します

- ①和田山県税事務所→豊岡県税事務所
- ②新温泉健康福祉事務所(新温泉保健事務所)  
→豊岡健康福祉事務所新温泉保健支援センター新温泉健康福祉事務所
- ③八鹿農業改良普及センター→朝来農業改良普及センター(養父地域普及所を開設)
- ④和田山分室→総務室

★事務所の名称が変わります

- ①「和田山」を冠する事務所→「朝来」に改称
- ②「八鹿」を冠する事務所→「養父」に改称
- ③豊岡農林振興事務所→豊岡農林水産振興事務所
- ④土木事務所「事業所」→「業務所」

★お問い合わせ

但馬県民局企画調整部総務担当  
(☎ 0796-26-3602)

### 『養父地域普及所』が開設されます

八鹿農業改良普及センターは、4月から和田山農業改良普及センターと統合し、朝来農業改良普及センターに名称を変更します。

これに伴い、養父市内の農業者の方などからの身近な相談、指導業務窓口として「養父地域普及所」を開設します。

→場 所 JAたじま八鹿営農生活センター内  
→開設日 週2～3日

※開設時間等は決定次第お知らせします。

## 「養父市サポートファイル」を作成します 〜希望者はご連絡ください〜

サポートファイルは、対象となる児(者)に関する情報を集め、関係する支援者がその情報を共有し、一貫した継続的な支援を行うことを目的に作成するものです。

- 対象者/発達障害・知的障害・身体障害・慢性的な疾病がある児(者)または疑いのある児(者)
- 作成者/保護者の同意のもとに就学までは養父市健康課および保育所、幼稚園などで作成し、就学後は各学校で作成します。
- 内容/乳幼児期・学齢期・就労期の3段階に分けて、対象児(者)の特徴やよりよい関わり方、健康上気をつけたいといけないことなどを記録していきます。
- お問い合わせ/サポートファイルの作成を希望される保護者の方は、市役所福祉課、健康課(☎ 662-3165)、または教育委員会学校教育課(☎ 664-1627)にお問い合わせください。

## 福祉課からお知らせ

☎ 662-3162

## 保育所に通う児童の保護者の皆さんへ 「多子世帯負担軽減事業」のお知らせ

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、保育所に在籍しているお子さんのいる多子世帯に対し、保育料の一部を助成することになりました。

- 対象世帯/18歳未満(平成20年4月1日現在)のお子さんが3人以上の世帯で、3人目以降のお子さんが保育所に通っている世帯
- 所得制限/世帯の所得税額が40,000円未満の世帯(保育料徴収基準額第4階層以下の世帯)で、3歳未満児で月額27,000円以下、3歳以上児で月額24,500円以下の保育料の世帯
- 助成金額/月額6,000円を超える保育料に対して：
  - (1) 3歳未満児では月額4,500円を限度
  - (2) 3歳以上児では月額3,000円を限度
- 申請/該当する世帯には保育所を通して申請書をお届けします。